

# 定額減税不足額給付 対象確認フローチャート

➡ はい    ➡ いいえ

令和7年1月1日時点で新見市に住民票がある。  
または、個人住民税が新見市で課税・非課税決定されている。

【対象外】

令和7年1月1日時点で住民票があった  
自治体にお問い合わせください

令和6年分所得税と令和6年度  
個人住民税所得割が、定額減  
税前でどちらも0円である。

令和6年分所得税または令和6  
年度個人住民税所得割におい  
て、定額減税しきれない額が  
1円以上発生している。

低所得世帯向け給付の対象と  
なった。

【対象外】

令和6年分所得税と令和6年度個人  
住民税所得割の控除外額を足した  
額（1万円未満を切り上げ）を、  
令和6年当初調整給付金として受  
給している。

【対象外】

以下のいずれかに該当する。  
・ 事業専従者（青色・白色）  
・ 合計所得金額が48万円を超える

【対象外】

【対象外】

支給対象②

専従者・合計所得48万円超で諸要件に該当する方

支給対象①

当初調整給付の支給額に不足が生じる方